

宇部市スポーツコミッション スポーツ合宿等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ合宿等のため市外から本市を訪れるスポーツ団体を支援することにより、市内への合宿等の誘致を促進し、本市におけるスポーツの振興、スポーツによる地域の活性化等に資するため、宇部市スポーツコミッション スポーツ合宿等助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ合宿等 スポーツの強化練習や強化試合・交流試合のための宿泊を伴う活動をいう。ただし、大会等への参加に伴う宿泊及びその前日泊に係る宿泊数（以下「大会宿泊」という。）は含まない。
- (2) スポーツ団体 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び高等学校、中学校並びに企業が設立するスポーツ活動を行う団体及び小学生以上で構成する任意に設立されたスポーツ活動を行う団体。
- (3) 宿泊施設 市内の旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条で規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に係る施設（バンガロー、キャンプ場は除く）をいう。
- (4) 参加者 選手及び指導者等（部長、監督、コーチ及びマネージャー等スポーツ団体を構成する者をいい、保護者や付添人は含まない。）をいう。

(助成金の交付要件)

第3条 助成金の交付対象となるスポーツ合宿等は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内の体育施設又は宇部市スポーツコミッションが承認したスポーツ・レクリエーション施設を利用して実施するスポーツ合宿等であること。
- (2) 市内の宿泊施設に宿泊するものであること。
- (3) 市外のスポーツ団体であること。
- (4) 宿泊を2名以上の参加者で行うものであり、1回のスポーツ合宿等（同一のスポーツ合宿等について同一の団体が複数の宿泊施設に分散して宿泊する場合は、合わせて1回の合宿とする。）における延べ宿泊数（合宿の参加人数に宿泊数を乗じて得た数をいう。以下同じ。）が、大会宿泊を除いて20泊以上であること。
- (5) 事前に合宿計画が作成され、その計画に基づいて実施するスポーツ合宿等であること。
- (6) この要綱による助成金の交付以外に、国、県、市、他の地方公共団体等から当該スポーツ合宿等に対する助成を受けていないこと。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、前条に規定するスポーツ合宿等を行う団体とする。

- 2 複数の団体が合同で又は同一の目的で合宿を行う場合は、前条第4号に規定する人数及び宿泊数は、当該参加団体の延べ人数及び延べ宿泊数を合計して算定することができる。

(助成金の額)

第5条 助成金は、毎年度、予算の範囲内で交付するものとし、その額は、大会宿泊を除いた延べ宿泊数に2千円（なお、1泊の額が2千円に満たない場合は、実際の額）を乗じて得た額とする。ただし、1団体1回あたり5万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) その他会長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、前条の書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否及び金額を決定するものとする。

- 2 会長は、前項の規定により交付を決定したときは助成金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。
- 3 会長は、第1項に規定する助成金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(合宿計画の変更等)

第8条 前条第2項規定により助成金の交付決定通知を受けた申請者（以下「助成対象者」という。）は、合宿計画の内容を著しく変更し、又は中止しようとするときは、書面により会長に報告しなければならない

(実績報告)

第9条 助成対象者は、スポーツ合宿等が終了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 合宿等実績報告書（様式第4号）
- (2) 宿泊証明書・施設利用証明書（様式第5号）
- (3) 合宿参加者名簿（様式第6号）
- (4) その他必要と認められる書類

(助成金の額の確定)

第10条 会長は、前条の規定により実績報告が行われた場合において、その内容を審査し、必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（様式第7号）により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第11条 会長は、前条の規定による通知を受けた助成対象者から適正な助成金交付請求書（様式第8号）の提出を受けたときは、速やかに助成対象者に助成金を交付するものとする。

(助成金交付決定の取消)

第12条 会長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、及び交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 第7条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(助成金の内容の公表)

第13条 宇部市スポーツコミッションは、第9条の規定により提出された書類に基づき、助成金額及び助成の内容を宇部市スポーツコミッションホームページで公表するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。